

環循施発第 1811091 号
平成 30 年 11 月 9 日

北九州事業対象地域
各県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省 環境再生・資源循環局
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長

北九州事業対象地域の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等（変圧器・コンデンサー等）の
処理に係る平成 30 年度後半の行政処分等の対応について（通知）

北九州事業対象地域の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等（以下「高濃度 PCB 廃棄物等」という。）である変圧器・コンデンサー等に関し、平成 30 年 3 月末において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「PCB 特別措置法」という。）に基づく処分期間が終了したところである。

既に、処分期間の終了を受けた今後の対応に係る基本的な考え方については、「北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分期間の終了を受けた対応に係る基本的な考え方について（平成 30 年 4 月 2 日付環循施発第 1804021 号環境省 環境再生・資源循環局 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長通知）」において示しており、現時点で把握されている事案については、当該通知において示した考え方等を踏まえ、各県市において順次対応を進めていただいている。

一方で、平成 30 年度に入っても、高濃度 PCB 廃棄物等である変圧器・コンデンサー等の存在が新規に発覚した事案があるところ、こうした事案に関しては、PCB 特別措置法第 10 条第 1 項に違反するものであり、厳正に対処することが必要である。北九州事業対象地域の高濃度 PCB 廃棄物等である変圧器・コンデンサー等に係る計画的処理完了期限は平成 31 年 3 月 31 日であり、当該期限は拠点的広域処理施設が立地する地元地方公共団体との約束を踏まえて設定されたものであるため、これらの事案についても、計画的処理完了期限の達成に向けて、適時適切な対応を着実に講ずることが必要である。

代執行などの行政処分等については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく行政処分等の実施について（平成 30 年 7 月 31 日付環循規発第 1807313 号・環循施発第 1807313 号環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課長・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長通知）」において、これらの実施に当たり特に留意すべき点について考え方を示しているところであるが、北九州事業対象地域の各県市を始めとする関係機関の今後の対応に関し、別添のとおり考え方を追加的にお示しする。

各県市におかれては、これまで通知等により示している考え方に加え、別添記載の事項を踏まえつつ、個別の事案への対応に関しては、環境省にも相談の上進めていただきたい。ま

た、平成 31 年 1 月から 3 月に高濃度 PCB 廃棄物等である変圧器・コンデンサー等の存在が新規に発覚した事案への対応に関しては、特に速やかな対応を必要とすることから、発覚後速やかに環境省に対応を御相談いただくようお願いする。

なお、平成 31 年度以降に、北九州事業対象地域において、高濃度 PCB 廃棄物等である変圧器・コンデンサー等の存在が新規に発覚した事案に関しては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に基づき、保管事業者が自ら処理を行うまで適切に保管することとなることから、この点を念頭においた上で、各県市において指導に当たられたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

平成 30 年度後半の対応に係る追加的な考え方

(1) 平成 30 年 12 月までの対応

- JESCO において、平成 30 年 8 月以降の新規登録事案の契約に関しては、処理料金の支払いや JESCO への運搬に係る収集運搬の委託契約の締結等を発効の条件とした契約ひな形を使用することとしている（改善命令を受けた保管事業者が使用するひな形と同じもの。別添。）。
- 各県市において、そうした契約の発効条件を前提として、委託契約の締結に一旦は至りつつも、処理料金の支払いがなされない等の理由により、定められた期限までに JESCO との処分委託契約が発効しなかった保管事業者に対しては、当初から委託契約がなされなかったものとして、速やかに改善命令を実施すること。

(2) 平成 31 年 1～3 月の対応

- 平成 31 年 1～3 月に新規に発覚した事案に関しては、事案発覚後、保管事業者に対する処理意向の確認や、その後の状況を踏まえた改善命令の発出等、通常想定されるプロセスを経るために必要な時間的余裕が実質的になくなってくるため、以下の対応が必要である。
- また、平成 30 年 12 月までに新規に発覚した事案についても、平成 31 年 1 月時点で処分委託契約が発効していないものは、下記①と同様に対応すること。

①平成 31 年 1 月に新規に発覚した事案

- 事案発覚後直ちに（概ね 3 営業日以内）各県市が JESCO とともに当該保管事業者と直接接して意向を確認し、処理の意向が示されなかった場合及び処理の意向が示されても、その後、一定日数内（概ね 11 営業日以内）に委託契約締結及び発効に至らなかった場合、PCB 特別措置法第 13 条第 1 項第 3 号に基づく代執行の実施に向けた手続を各県市において開始すること。こうした対応に関しては、当該保管事業者に対して、事案発覚後の最初の接触の段階でできる限り文書を以て通告すること。また、代執行を実施する旨を通知する書面（代執行通知書）については、その一般的な様式を別紙様式として添付していることから、各県市において書式を設定する際に参考とされたい（②において同じ）。
- なお、各県市における手続開始後、代執行の実施までの間に、保管事業者が、JESCO と委託契約をしようとする場合があり得るが、これに関わらず代執行の手続を進めること。
- また、発覚した事案が保管事業者を確知できない事案であった場合には、PCB 特別措置法第 13 条第 1 項第 2 号に基づき、短期間（1 週間程度）の公告を経た上で、代執行を実施すること。

②平成 31 年 2～3 月に新規に発覚した事案

- 平成 31 年 2～3 月に新規に発覚した事案については、処分意向の確認や委託契約に係る手続等に必要な時間的余裕すら残されておらず、処分等措置を命ずるいとまがないものと解されることから、各県市において、直ちに PCB 特別措置法第 13 条第 1 項第 3 号に基づく代執行の実施の手続に入ること。

(3) 行政代執行の期限

- 行政代執行については、計画的処理完了期限が確実に達成されるよう、県市が当該 PCB 廃棄物を実質的に差し押さえること。(県市の管理下におくこと。)
- また、処分委託契約(代執行基金申請を含む)、収集運搬契約、搬入調整等を遅滞無く行うこと。

(4) その他

- 平成 30 年度中に新規に発覚した事案であって、災害の発生など、保管事業者(行政代執行の場合は県市)の責めに帰さない事由により、平成 31 年 3 月 31 日までの処理完了が困難な可能性が生じた場合は、直ちに環境省に相談すること。
- 現在、具体の事案が想定されていない県市においても、新規に事案が発覚した場合には、対応を行うことが必要である。そうした観点から、全ての県市において、改善命令又は代執行を行うことがあり得ると想定し、新規発覚後の対応を具体的にシミュレーションしておくことが必要である。
- また、代執行の実施に際しては処分等措置に要する費用の全額について一旦各県市において負担することが必要であるところ、そのための予算について、どのような形で確保するか具体的に検討しておくことが必要である。
- その際、一部の県市において、当初予算等で代執行に係る予算を一定額確保している事例や、既存予算の枠内での流用を想定している事例などがあるところ、こうした事例も参考にしつつ、未だ予算措置に関する検討を行っていない県市においては、早期に財政部局等と協議し、円滑な対応が講じられるよう準備しておくこと。

(以上)

(様式)

代 執 行 通 知 書

住所 ○○県○○市○○町○丁目○番地○号
氏名又は名称 ○○株式会社

貴方が○○県○○市○○町○丁目○番地において保管されている高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物である大型変圧器○台及びコンデンサー○台（以下「本件廃棄物」という。）については、貴方に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分業許可を有する者（以下「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者」という。）に対し処分の委託を行うこと等の措置（以下「処分等措置」という。）を講ずべきことを命ずることなく直ちに処分等措置を講じなければ、計画的処理完了期限までに高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理上の支障を生ずるおそれがある。

ついては、法第13条第1項第3号の規定に基づき、下記のとおり代執行を実施するためあらかじめ通知する。

なお、代執行の実施に要した費用は、法第13条第2項及び第3項の規定に基づき、追って貴方から徴収する。

平成○年○月○日

○○都道府県知事／○○市長 ○ ○ ○ ○

記

1. 実施時期

平成○年○月○日（○）（～平成○年○月○日（○））

2. 代執行の実施内容

- （1） 貴方が保管している本件廃棄物に付き、本【都道府縣市】の管理下に置く。
- （2） 本件廃棄物に付き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者に対し処分を委託。
- （3） （2）の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者への委託に当たり、必要に応じて本件廃棄物からのポリ塩化ビフェニルの漏えいを防止する措置を講じた上で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に従い、当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物の運搬を業として行うことができる者に対し運搬を委託。
- （4） （2）の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者への委託に当たり、本件廃棄

物の処分の方法の検討のために詳細な性状の把握が必要となる場合には、処分の委託に先立って詳細な性状を分析。

(5) 上記(1)から(4)までの実施に必要と考えられる一連の行為を実施。

3. 代執行の実施に要する費用の見積額

約〇万円

- ※ 処分委託、収集運搬に係る経費等を含む。
- ※ 概算であり、精算の結果増減することがある。

以上

(担当)

〇〇都道府県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号

〇〇都道府県／〇〇市 〇〇部／局 〇〇課／室

TEL : 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇